



発行  
飯島町駐在所  
電話 86-2033  
担当書 著 狭

# 春の全国交通安全運動

## 全国重点



### ① 通学路・生活道路における こどもを始めとする歩行者の安全確保

- ☆ 道路を横断するときは、横断歩道を利用しましょう。
- ☆ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服を着たり、夜光反射材などの光るものを身に付けて、自分の存在をアピールしましょう。



### ② 「ながらスマホ」の根絶や 歩行者優先等の安全運転意識の向上

- ☆ ながらスマホは非常に危険です。運転中はスマホの利用をやめましょう。
- ☆ 横断歩道手前の指示標示(ダイヤモンドマーク)が見えたら停止できるような速度に減速し、歩行者がいいたら必ず停止しましょう。
- ☆ シートベルト・チャイルドシートは命綱です。シートベルト・チャイルドシートを適切に使用しましょう。



### ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールの理解・遵守の徹底

- ☆ 自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が導入※されました。左側通行などの交通ルールを必ず守りましょう。
- ☆ 交差点では一時停止や徐行をして安全確認を徹底しましょう。
- ☆ 自転車・特定小型原動機付自転車に乗るときは、命を守るためにヘルメットを着用しましょう。



## 長野県重点

### 高齢者の交通事故防止

～ドライバーの皆さん～

- ☆ 年齢を重ねるにつれて視野、筋力、反応速度等の身体機能が変化しますので、ハンドル・アクセル・ブレーキの確実な操作と丁寧な安全確認をしましょう。
- ☆ 運転に不安を感じたら、家族や安全運転相談窓口(＃8080)などに相談したり、安全運転サポート車(サポカー)への乗り換えや安全運転支援機能の後付けを検討しましょう。

～歩行者の皆さん～

- ☆ 加齢により歩く速度が遅くなり、道路を横断する時間が長くなることから、十分に右左の安全を確認してから横断を始めましょう。



※自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が導入

16歳以上が対象

携帯電話使用等(ながらスマホ) × 違反の罰金 1万2,000円

自転車のルールや交通反則通告制度についてはコチラ(自転車ルールブック)



ためらわず 正しく使う 110番

